

平成21年6月8日

(仮称)川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

エリーパワー株式会社

代表取締役 吉田 博一

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業

川崎市川崎区水江町1-41、43

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成21年6月8日(月)

4 問い合わせ先

エリーパワー株式会社 施設開発部

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

03-5224-3721

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

（仮称）川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業に係る条例環境影響評価審査書

平成21年6月

川崎市

はじめに

（仮称）川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業（以下「指定開発行為」という。）は、エリーパワー株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区水江町 1-41、43 の工場跡地、約 2.9 ha の区域において、大型のリチウムイオンバッテリーセル及びリチウムイオンバッテリーモジュールを組み込んだ電源システムの開発・製造に係る施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 21 年 3 月 17 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：エリーパワー株式会社

代表者：代表取締役 吉田 博一

住 所：東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区水江町1-41、43

区域面積：約28,930 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

大型のリチウムイオンバッテリーセル及びリチウムイオンバッテリーモジュールを組み込んだ電源システムの開発・製造に係る施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積	構成比	備考	
第1区画	建築物	事務・システム棟	約 2,825 m ²	約 9.8%	
	緑化地		約 2,482 m ²	約 8.6%	
	車路・駐車場等		約 2,703 m ²	約 9.3%	
	計		約 8,010 m ²	約 27.7%	
第2区画	建築物	製造棟－1・ エージング棟	約 2,748 m ²	約 9.5%	
		製造棟－2	約 6,798 m ²	約 23.5%	
		ボイラー室	約 267 m ²	約 0.9%	
		危険物倉庫－1	約 147 m ²	約 0.5%	
		危険物倉庫－2	約 246 m ²	約 0.8%	
		廃棄物置場－1	約 50 m ²	約 0.2%	
		廃棄物置場－2	約 140 m ²	約 0.5%	
		守衛所	約 6 m ²	約 0.0%	
		小計	約 10,402 m ²	約 35.9%	
	緑化地		約 3,395 m ²	約 11.7%	
	屋外施設		約 780 m ²	約 2.7%	特高スペースヤード、受水タンク、VOC回収装置等
	車路・駐車場等		約 6,343 m ²	約 22.0%	
	計		約 20,920 m ²	約 72.3%	
	全体	建築物		約 13,227 m ²	約 45.7%
緑化地		約 5,877 m ²	約 20.3%		
屋外施設		約 780 m ²	約 2.7%		
車路・駐車場等		約 9,046 m ²	約 31.3%		
合計		約 28,930 m ²	100.0%		

ウ 建築計画等

項 目		建築面積	延べ面積	構造 ^{注)}	階数	建物高さ
第1区画	事務・システム棟	約 2,825 m ²	約 6,623 m ²	S造	地上4階	約18 m
	製造棟-1・ エージング棟	約 2,748 m ²	約 4,935 m ²	S造	地上2階	約14 m
第2区画	製造棟-2	約 6,798 m ²	約 18,324 m ²	S造	地上3階	約19 m
	ボイラー室	約 267 m ²	約 267 m ²	S造	地上1階	約 6 m
	危険物倉庫-1	約 147 m ²	約 147 m ²	S造	地上1階	約 5 m
	危険物倉庫-2	約 246 m ²	約 246 m ²	S造	地上1階	約 5 m
	廃棄物置場-1	約 50 m ²	約 50 m ²	CB造	地上1階	約 4 m
	廃棄物置場-2	約 140 m ²	約 140 m ²	CB造	地上1階	約 4 m
	守衛所	約 6 m ²	約 5 m ²	S造	地上1階	約 4 m
	合 計	約 10,402 m ²	約 24,114 m ²	—	—	—
第1区画	敷地面積	約 8,010 m ²				
	建ぺい率	$2,825 \text{ m}^2 \div 8,010 \text{ m}^2 \times 100 = \text{約 } 35.3\%$				
	容積率	$6,623 \text{ m}^2 \div 8,010 \text{ m}^2 \times 100 = \text{約 } 82.7\%$				
第2区画	敷地面積	約 20,920 m ²				
	建ぺい率	$10,402 \text{ m}^2 \div 20,920 \text{ m}^2 \times 100 = \text{約 } 49.7\%$				
	容積率	$24,114 \text{ m}^2 \div 20,920 \text{ m}^2 \times 100 = \text{約 } 115.3\%$				
緑 被 率		約 25.3%				

注) S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

エ 施設計画

項目	計画の概要
生産の内容	大型のリチウムイオンバッテリーセル及びリチウムイオンバッテリーモジュールを組み込んだ電源システムの開発・製造
年間生産量	セル生産数：120万個、モジュール生産数：30万個、システム台数：230台
施設の内容	電極製造、セル組立、セル検査、モジュール組立、システム組立・検査
年間稼働日数	331日
稼働時間帯	セル生産、モジュール生産（3交代制）：0時～24時 （朝勤7時～15時、中勤15時～23時、夜勤23時～翌7時） システム生産・検査、事務その他：8時～17時
従業員数	約180名

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、大型のリチウムイオンバッテリーセル及びリチウムイオンバッテリーモジュールを組み込んだ電源システムの開発・製造に係る施設の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、地域交通等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.051 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.070 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.190 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）を、また、浮遊粒子状物質は0.102 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.054 ppm、浮遊粒子状物質が0.069 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における設備機器（ボイラー）の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は0.053 ppmで環境基準を、短期将来濃度の最

大値は 0.0555 ppm で短期曝露の指針値を、それぞれ満足すると予測し、さらに、設備機器の整備、点検の徹底による適切な燃焼管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いと予測していること、工事用車両等ルートの一つである川崎臨港警察署前交差点の近傍に設置されている自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素が環境基準を達成していないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 水質（公共用水域）

本計画の排水による化学的酸素要求量（COD）の濃度は、排水口から 4 mの距離において 7.46 mg/L で、環境基準（8 mg/L 以下）を満足すると予測している。また、全窒素及び全燐の濃度は、排水口から 31.4mの距離において、全窒素が 1.70 mg/L、全燐が 0.12 mg/L で、いずれも環境保全目標（全窒素：1.7 mg/L 以下、全燐：0.12 mg/L 以下）を満足すると予測している。さらに、排水処理施設の維持管理や定期的な水質測定を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の公共用水域の水質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地に最も近い公共用水域の水質測定地点において、現況の全窒素及び全燐の濃度が環境基準に適合していないことから、公共用水域への影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種の多くは、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 1,094 m³と予測している。さらに、必要な土壌量を上回る良質な客土により植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な

回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市担当部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 25.3%で、地域別環境保全水準 (25.0%) を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音 (騒音、振動)

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 74.0 デシベルで、環境保全目標 (85 デシベル以下) を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用や騒音の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 71.3 デシベルで、環境基準 (70 デシベル以下) を超過するものの、現況が既に環境基準を超える状況にあり、工事用車両等の走行に伴う増加分は 0.2 デシベル以下と予測している。これに対し、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時において、設備機器 (送風機、空調機、クーリングタワー等) の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 63.6 デシベルで、環境保

全目標（昼間：75 デシベル以下、朝・夕：75 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、環境保全のための措置として、設備機器の整備、点検を徹底することから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両等のルート沿道における等価騒音レベルが既に環境基準を超えていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に計画地周辺の関係者への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は 55.0 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用や振動の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時において 55.2 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時における一般廃棄物の年間発生量は、紙類 54.2 トン、木くず 36.0 トン等で、このうち 53.6%を再資源化すると予測している。これらについては、有効利用する廃棄物については再資源化業者に委託し、それ以外については川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託することから、適正に処理されるとしている。さらに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について従業員に対する啓発活動を行う

などの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、建設汚泥 30,391 トン、コンクリート廃材 7,555 トン、金属くず 373 トン等で、このうち 97.5%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、分別排出を徹底し、極力再資源化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における産業廃棄物の年間発生量は、廃油 945 トン、金属くず 285 トン、廃プラスチック類 18 トン等で、このうち 97.7%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について従業員に対する啓発活動を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 23,400 m³と予測し、このうち約 10,900 m³は、建設副産物適正処理推進要綱等に基づき、場内の埋戻し土、盛土として再利用に努め、それ以外については、処分先を指定して、適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷くずれや飛散等が生じないように荷台カバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再

利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景 観

本計画の実施に伴い、新たな景観構成要素となる計画建物が出現するが、計画地は川崎臨海部に位置し、更地となっている工場跡地であることから、臨海部の工業地帯が一体として有している地域景観の特性の変化は少ないと予測している。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化については、接道部において、計画地の植栽と街路樹が一体となることにより、緑豊かな景観となると予測している。

さらに、計画建物の色彩は、川崎市景観計画の基本となる色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインにするなどの環境保全のための措置を講ずることから、魅力ある地域景観の形成を図ることができるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

キ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両等の走行に伴うピーク日ピーク時における交通混雑度は0.275～0.388で、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回ると予測している。また、交差点需要率は0.341～0.975で、一部の交差点において、交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を上回ると予測しているが、この交差点は現況で既に交差点需要率0.9を上回っているとしている。これに対し、工事用車両等が特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両等ルートは指定通学路ではなく、マウンドアップ、カードレール等により十分な歩車分離がなされているものの、信号機のない横断歩道があることから、歩行者の安全への配慮が必要であると予測している。これに対し、工事用車両等の交通経路を指定し、運転者に対する交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両等ルートである皐橋水江町線では、朝、昼間及び夕方にかけて断続的に渋滞が見られること、歩行者の安全への配慮が必要であると予測している箇所があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底すること。また、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に計画地周辺の関係者に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ク 安全

本計画では、危険物等を取扱うことから、関係法令等を遵守した各種安全対策を講じる計画であり、適正な事故防止及び安全管理が図られると予測している。さらに、安全確保のための組織体制を整備するとともに、従業員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

ケ 温室効果ガス

本計画における二酸化炭素排出量は年間 36,210 トンで、高効率ボイラーや太陽光発電システムの導入により、標準的なシステムを採用した場合と比較して、年間 787 トン、約 2.1%削減すると予測している。さらに、高効率の照明器具、空調機を採用するなどの環境保全ための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、川崎市地球温暖化対策地域推進計画に基づく取組の更なる推進に努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置につい

ては、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	3月17日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	3月24日	条例準備書公告、縦覧開始
	5月7日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	6月8日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付